

## 令和5年度林野庁木づかい運動取組方針

林野庁は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（通称「都市の木造化推進法」）第4条第7項に規定する国の責務及び第10条第1項に基づき策定された基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）等を踏まえ、令和5年度は、以下に沿って木づかい運動に取り組むこととする。

### 第1 背景

#### （1）木づかい運動の開始

林野庁は、平成17年度から、国民に対して木の良さや木材利用の意義の普及啓発を図ることにより、木材利用の拡大につなげるための国民運動として、「木づかい運動」を推進してきたところである。

#### （2）都市の木造化推進法の制定後の動き

- ① 令和3年10月に都市の木造化推進法が施行され、(ア)法の対象を公共建築物から建築物一般に拡大、(イ)「木材利用促進の日（10月8日）」及び「木材利用促進月間（10月）」の制定、(ウ)農林水産大臣を本部長とし、関係6省からなる木材利用促進本部の設置、(エ)建築物木材利用促進協定の制度の創設等が措置された。
- ② 令和3年9月に、経済・建築・木材供給関係団体などの関係者が参画し、木材利用の促進に向けた課題の特定や解決方策の検討等を行う官民協議会「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会」（通称「ウッド・チェンジ協議会」）が立ち上がった。
- ③ 令和5年4月、木材関連事業者への合法伐採木材等の確認の義務付け等を内容とする「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」の改正法が成立した。
- ④ 令和5年5月、G7広島首脳コミュニケにおいて、「持続可能な森林経営と木材利用を促進することにコミットする」旨取りまとめられた。

### 第2 令和5年度の取組方向

第1の背景の下、林野庁は、農林水産省の他部局及び木材利用促進本部の関係省はもとより、地方公共団体、関係団体、民間企業等と連携し、更なる木材利用の推進に向けた取組を進めていくこととし、特に以下3点に係る情報発信等に重点的に取り組む。

- ① 建築物における木材利用を促進するため、
  - ・潜在的な施主である企業等への建築物のウッド・チェンジ<sup>※</sup>を促す情報発信
  - ・地方公共団体への建築物等木材利用促進協定の締結を促す情報の周知
- ② 消費者等に対する木材利用の機運醸成と国産材製品等の意識的な購入を促進するための身の回りのウッド・チェンジを促す情報発信
- ③ クリーンウッド法の改正を踏まえ、これまでの木づかい運動を発展させ、合法性の確認された木材等の利用を促進していくための木材関連事業者や消費者への働きかけ等

※ ウッド・チェンジとは、身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れる、建築物を木造・木質化するなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動を指す。

### 第3 具体的な取組内容

林野庁は、森林の環境援団に委嘱したサザエさん一家等のインフルエンサーも活用しながら、年間を通じて、以下の活動を推進する。

- ① 社屋、店舗、宿泊施設、医療福祉施設等の潜在的な施主である企業等に対し、ウッド・チェンジ協議会における議論の成果など、非住宅・中高層建築物の木造化、木質化に資する情報発信
- ② 地方公共団体に対し、建築物等木材利用促進協定のメリットやその締結に係る手続、同協定の先行事例の周知
- ③ 消費者に対し、エシカル消費の観点等から国産材製品等の意識的購入を促すため、木の良さや木材利用の意義とともに、身の回りのウッド・チェンジ等の進め方や事例に関する情報発信
- ④ 合法性の確認された木材等の利用を促すため、木造建築物等に係る顕彰事業における審査基準の見直しを図るとともに、木材関連事業者や消費者に対しクリーンウッド法の意義等に関する普及啓発、木材関連事業者に対し合法性の確認等に係る手続等の周知・サポート

以上に関し、セミナーや研修等の開催や関連イベントへの出展等を行うとともに、これらを含む多様な機会を活用したパンフレット等の資料配布、関係ホームページ、林野庁公式Twitter、BUZZMAFF（省公式YouTube）等の各種媒体の活用に努める。

### 第4 木材利用促進月間における取組

林野庁は、官民の連携を図りつつ、シンポジウムやセミナーの開催、優れた木造建築物等の顕彰、国産材製品に関するオンラインでの情報発信、木育に関するイベント等への支援とともに、関連イベントへの出展、政府広報や情報誌への掲載を通じた情報発信等に集中的に取り組むこととする。

### 第5 その他

林野庁は、農林水産省木材利用推進計画に基づき、原則として林野庁が整備する建築物における木造・木質化を図るとともに、木材を原材料とした備品及び消耗品の利用等を推進する。その際、合法性の確認された木材等の利用を積極的に推進するものとする。

また、農林水産省の他部局、関係省、関係機関や企業等に対しても同様の取組を働きかけるとともに、ウッド・チェンジロゴマークの使用を促すこととする。